

中野市アスベスト飛散防止対策事業 補助金制度のご案内

制度の内容

建築物に吹付けられた建材について行なうアスベスト含有の有無等に係わる含有調査 及び 吹付けアスベスト等の除去等工事（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）を行う場合に、予算の範囲内でその費用の一部を補助する制度です。

目的

建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的としています。



（壁・柱・天井等に吹付けられたアスベストの例）

補助の対象となる建築物は？

含有調査事業

アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材（※1）が施工されている市内の建築物。

※1 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト、吹付けひる石、吹付けパーライト

除去等事業

アスベストを含んでいる吹付けアスベスト等（※2）が施工されている市内の建築物。

※2 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの

事前のご相談が必要です！

補助申請にあたっては、補助対象範囲等の確認のため、「事前相談」を行っていただきます。

※ ご相談の際は、「配置図」「平面図」「現況写真」をお持ちください。また、「含有調査結果報告書」があれば併せてお持ちください。

相談窓口

中野市 建設水道部 都市建設課 建築住宅係
TEL：0269-22-2111 内線358
FAX：0269-22-5925
Eメール kenchiku@city.nakano.nagano.jp

補助対象事業・補助金額など

補助対象事業と経費	補助金額
アスベスト含有調査事業 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者（※3）が実施するもの	対象経費の 10/10 以内の額 ただし、25万円を上限とします。
アスベスト除去等事業 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め若しくは囲い込み又は吹付けアスベスト等が使用されている建築物の除去で、その事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施するもの。	対象経費の 2/3 以内の額。 ただし、400万円を上限とします。

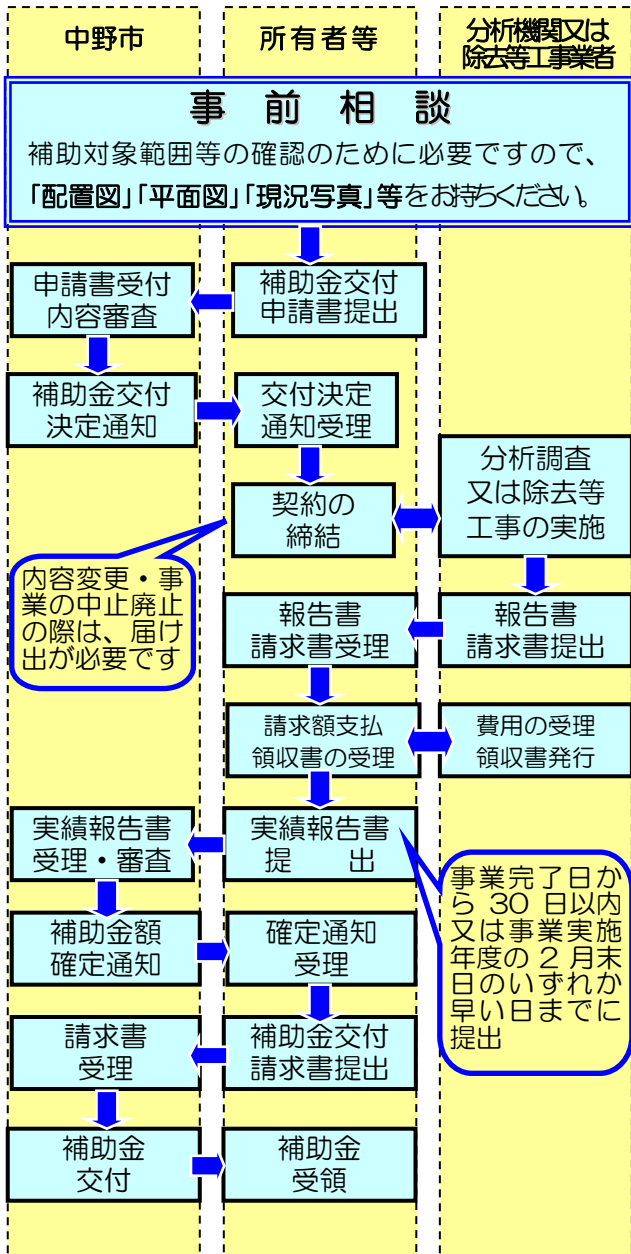
※3 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者

多数の人が利用する建築物で、多数の人が共用で利用する部分において、露出した吹付けアスベスト等の除去については、対象経費（除去面積1㎡当たり3万3千円以内）2/3以内の額。ただし、800万円を上限とします。
（この場合、建築物の再使用が必要となります）

補助の対象者（申請者）は？

補助の対象となる建築物の所有者または管理者（管理者の場合は所有者の同意書が必要です）

◆補助申請の手続きの流れ◆



◆補助についてのQ & A◆

Q (質問)	A (回答)
Q1 アスベストとはどのようなものですか？	クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類があります。
Q2 吹付けではないアスベスト建材は補助対象になりますか？	補助の対象とはなりません。対象となるアスベストは、建築時に現場で吹付け施工されたものに限られます。
Q3 既に、アスベストの除去を行いました。補助を受けることは可能ですか？	既に含有調査や除去等工事を行った場合、補助を受けることはできません。補助を受ける場合は、「補助金交付決定通知」を受けた後に分析調査や除去等に着手することとなります。
Q4 除去等事業のみの補助を受けることは可能ですか？	補助を受けることは可能です。その場合、既に行った分析調査の報告書を添付し、申請いただくことになります。
Q5 解体を予定している建築物に対して、補助を受けることは可能ですか？	補助を受けることはできます。ただし、アスベスト等の除去相当分の費用について補助されます。建築物の解体費用に対するものではありません。
Q6 多数の人が利用する建築物で、多数の人が共用で利用する部分とは？	店舗、事務所、共同住宅、工場、倉庫等の建築物で、利用客や従業員等が利用・使用する共用部分となります。ただし、この場合は露出した吹付けアスベスト等の除去のみが対象となり建築物の再使用が必要です。
Q7 封じ込め、囲い込みとは、どのような施工方法ですか？	封じ込めとは、吹付けアスベスト等に飛散防止剤を吹付ける工法です。囲い込みとは、非アスベスト建材で覆う工法です。

ご注意ください！ 事前に届出が必要です！

アスベスト（石綿）含有の吹付け材や保温材、耐火被覆材、断熱材などが使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業（除去のほか、囲い込み、封じ込めを行う場合も対象）を行う場合は事前に届出が必要です。また、「改正石綿障害予防規則」、「改正大気汚染防止法」の一部が、それぞれ令和2年10月、令和3年4月より施行されています。

◎ 「届出」については、各担当部署等にお問合せください。

特定粉じん排出等作業実施届出 (大気汚染防止法)	北信地域振興局 環境課 TEL 0269-23-0202
建設工事計画届、建築物解体等作業届 (労働安全衛生法・石綿障害予防規則)	中野労働基準監督署 TEL 0269-22-2105
アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出 建設リサイクル法の届出・建築基準法の除却届 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等)	北信建設事務所 建築課 TEL 0269-23-0220